

米国通商代表部が2015年版スペシャル301条報告書を公表

2015年5月21日
JETRONY 知財部
今村、丸岡

米国通商代表部(Office of the United States Trade Representative: 以下 USTR)は、「2015年スペシャル 301 条報告書」(以下レポート)を公表した¹。

レポートは 1974 年米国通商法 182 条に基づき、知的財産権保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定するもので、警戒レベルには高い順に「優先国」、「優先監視国」、「監視国」の 3 段階があり、「優先国」に特定されると調査及び相手国との協議が開始され、協議不調の場合には対抗措置(制裁)への手続が進められる。

レポートの公表にあたりフロマン米通商代表は、「わが国の競争力の基礎はイノベーションと創造力であり、歴史上数々の革新的発明がわが国を豊かにしてきた。現在、何千万もの米国人が知的財産権集約型の産業に従事する中、強く、そしてバランスの取れた知的財産権の付与とその法執行は、彼らの雇用を維持する上で大変重要である。当レポートは米国民の発明が世界のいかなる場所においても模倣の被害を受けず、また、不公平な扱いがなされない為に非常に重要な武器であり、わが国政府の決意である。」と公式サイト²において述べている。

なお、本報告書において、日本は、デザインのハーグ条約を批准している国として(P7)、TPP の参加国として(P9)、WTO の枠内での取り組みを行った国として(P10)、偽造品の取引の防止に関する協定(ACTA)の署名国として(P11)、USPTO とのパートナーシップを有する国として(P76)記載されている。

<レポートのポイント>

- 優先国として指定された国はない。
- 中国:優先監視国

多岐に渡る知的財産関係法改正や、政府の模倣品対策キャンペーン等に注目しつつも、いまだ適切な知財保護について懸念がある。

営業秘密の漏洩や、強制技術移転など従来から指摘されているものに加えて、市場アクセスに際し中国発知的財産の利用を義務付けるルールや、ソースコードを政府に提供することを義務付ける行為についても問題視している。

¹ <https://ustr.gov/sites/default/files/2015-Special-301-Report-FINAL.pdf>

² <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2015/april/ustr-releases-annual-special-301>

○インド:優先監視国

優先監視国としつつも、この数年における米印協議の効果に期待している。一方で、万が一今後も改善が見られない場合は、インド政府の対応を監視したうえで、必要に応じ追加の措置を取る準備がある。

○トルコ、インドネシア、ロシア、アルゼンチン:優先監視国(トルコは監視国)

同国における知財保護と模倣品対策に対し重大な懸念を表明する。

また一方で、レポートでは米国の懸念が改善された事例も紹介している

○イタリア(2013年監視国)

インターネット上での著作権侵害に対抗するための規制を行ったことにより、大規模な海賊版サイトが運営できなくなるメカニズムができた。

○フィリピン(2013年監視国)

模倣品取締りに関係する手続きを簡素化したことにより省庁間の協力が促され、より多くの海賊版取締りの成果を上げている。

○デンマーク

自国特許庁内に、模倣品侵害の被害者をサポートし、被害申し立てを受け付ける部署を新たに設置した。

○パラグアイ(2015年監視国)及びフィリピン(2013年監視国)

政府全体で模倣品対策に注力することに同意した結果、米国ステークホルダーからは状況が改善されつつあると報告を受けている。

<レポート指定国一覧³>

○優先監視国(The Priority Watch List): 13カ国

Algeria, Argentina, Chile, China, Ecuador, India, Indonesia, Kuwait, Pakistan, Russia, Thailand, Ukraine, and Venezuela

○監視国(The Watch List): 24カ国

Barbados, Belarus, Bolivia, Brazil, Bulgaria, Canada, Colombia, Costa Rica, Dominican Republic, Egypt, Greece, Guatemala, Jamaica, Lebanon, Mexico, Paraguay, Peru, Romania, Tajikistan, Trinidad and Tobago, Turkey, Turkmenistan, Uzbekistan, and Vietnam.

以上

³[2014年指定国一覧](#) [2013年指定国一覧](#) [2012年指定国一覧](#)